

## 「特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

農林水産省消費・安全局長から令和2年2月5日付け元消安第5020号及び5021号をもって「豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項についての全部改正」について知事あて通知した旨周知が依頼されたことを受け、地方獣医師会あて次のとおり通知した。

なお、改正指針については、次の農林水産省のホームページを参照願いたい。

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（留意事項記載有）

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_bousi/attach/pdf/index-24.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-24.pdf)

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（留意事項記載有）

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_bousi/attach/pdf/index-23.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-23.pdf)

元日獣発第285号  
令和2年2月18日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

「特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

このことについて、令和2年2月5日付け元消安第5020号及び5021号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、議員立法による家畜伝染病予防法の一部改正及び「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和元年10月15日農林水産大臣公表）及び「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成25年6月25日農林水産大臣公表）の全部変更を踏まえ、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和元年10月15日付け元消安第2898号農林水産省消費・安全局長通知）及び「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和元年12月20日付け元消安第4136号農林水産省消費・安全局長通知）を別添のとおり全部改正した旨、周知を依頼するものです。

ついては、貴会関係者に周知方よろしく願います。

【別 添】

元消安第5020号  
令和2年2月5日

公益社団法人 日本獣医師会会長殿

農林水産省消費・安全局長

「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、ASFの発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしく願います。

【別 添】

写

元消安第5020号  
令和2年2月5日

各都道府県知事殿

農林水産省消費・安全局長

「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

ASF（アフリカ豚コレラ）については、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和元年10月15日農林水産大臣公表、以下「防疫指針」という。）及び「アフリカ豚コレラに関する特

定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和元年10月15日付け元消安第2898号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。)に従い、発生予防対策を進めてきたところです。

今般、議員立法による家畜伝染病予防法の一部改正及び防疫指針の全部変更を踏まえ、留意事項を別添のとおり全部改正しましたのでお知らせします。

今後も、本病の発生予防に努めていただくとともに、万が一、我が国でASFが発生した際には、迅速かつ的確の防疫措置が講じられるよう、貴県内の体制整備に御尽力いただきますよう、お願いいたします。

**【別 添】**

元消安第5021号  
令和2年2月5日

公益社団法人 日本獣医師会会長殿

農林水産省消費・安全局長

**「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について**

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、CSFの発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしく申し上げます。

**【別 添】**

元消安5021号  
令和2年2月5日

各都道府県知事殿

農林水産省消費・安全局長

**「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について**

CSF(豚コレラ)については、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成25年6月26日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)及び「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和元年12月20日付け元消安第4136号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。)に従い、発生予防及び予防的ワクチン接種等のまん延防止対策を進めてきたところです。

今般、議員立法による家畜伝染病予防法の一部改正及び防疫指針の全部変更を踏まえ、留意事項を別添のとおり全部改正しましたのでお知らせします。

今後も、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますよう、お願いいたします。